

施行日平成 18 年 4 月 1 日
最近改正日令和 4 年 4 月 1 日

大阪沖縄戦没者慰靈塔「なにわの塔」参拝事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大阪市補助金等交付規則（平成 18 年大阪市規則第 7 号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、一般社団法人大阪府遺族連合会（以下「（一社）大阪府遺族連合会」という。）・大阪市遺族会が過去の大戦で最大の激戦地となった沖縄県糸満市に建立された「なにわの塔」で追悼式をとり行い、もって沖縄及び南方諸地域における戦没者を追悼する事業に対し、その経費の一部を補助することにより、恒久平和を維持することを目的とした、大阪沖縄戦没者慰靈塔「なにわの塔」参拝事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めることを目的とする。

(補助の対象及び補助率)

第2条 補助の対象となる費用（以下「補助対象」という。）は、（一社）大阪府遺族連合会・大阪市遺族会が共催で行う大阪沖縄戦没者慰靈塔「なにわの塔」参拝事業のうち、次に掲げる経費とする。

- (1) 「なにわの塔」における追悼式に要する経費のうち祭壇及び式典会場設営費、設備運搬費
 - (2) 戦跡慰靈巡拝に要する経費のうち参拝者の移送費及び参拝費、損害保険料
- 2 補助金の額は、前項各号に定める対象経費の 2 分の 1 を上限とし、予算の範囲内において交付する

(交付申請)

第3条 （一社）大阪府遺族連合会長は、大阪沖縄戦没者慰靈塔「なにわの塔」参拝事業補助金交付申請書（様式第 1 号）に規則第 4 条各号に掲げる事項を記載し、事業開始までに市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書

(交付決定)

第4条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、法令等に違反しないかどうか、補助事業の目的、内容等が適正であるかどうか及び金額の算定に誤りがないかどうかを調査し、補助金の交付の決定をしたときは、大阪沖縄戦没者慰靈塔「なにわの塔」参拝事業補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により（一社）大阪府遺族連合会長に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の調査の結果、補助金を交付することが不適当であると認めたときは、理由を付して、大阪沖縄戦没者慰靈塔「なにわの塔」参拝事業補助金不交付決定通知書（様式第 3 号）により（一社）大阪府遺族連合会長に通知するものとする。
- 3 市長は、補助金の交付の申請が到達してから 30 日以内に当該申請に係る補助金の交付の決定又は補助金を交付しない旨の決定をするものとする。

(申請の取下げ)

第5条 (一社) 大阪府遺族連合会長は、前条第1項の規定による通知を受領した場合において、当該通知の内容又は規則第7条第1項の規定によりこれに付された条件に不服があり申請を取り下げようとするときは、大阪沖縄戦没者慰靈塔「なにわの塔」参拝事業補助金交付申請取下書(様式第4号)により申請の取下げを行うことができる。

2 申請の取下げをすることができる期間は、交付決定通知書を受けた日の翌日から起算して10日とする。

(交付の時期等)

第6条 市長は、大阪沖縄戦没者慰靈塔「なにわの塔」参拝事業(以下「補助事業」という。)の完了後、第12条の規定による補助金の額の確定を経た後に、(一社)大阪府遺族連合会長(以下「補助事業者」という。)から請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る補助金を交付するものとする。

(補助事業の変更等)

第7条 補助事業者は、補助事業の内容等の変更(軽微な変更を除く。)をしようとするときは、大阪沖縄戦没者慰靈塔「なにわの塔」参拝事業補助金変更承認申請書(様式第5号)を、補助事業の中止又は廃止をしようとするときは、大阪沖縄戦没者慰靈塔「なにわの塔」参拝事業補助金中止・廃止承認申請書(様式第6号)を市長に対し提出し承認を受けなければならない。

2 前項の軽微な変更は事業費の10%以内の変更とする。ただし、補助事業の目的に変更の無い場合に限る。

(事情変更による決定の取消し等)

第8条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

2 前項の取消し又は変更を行った場合においては、市長は、大阪沖縄戦没者慰靈塔「なにわの塔」参拝事業補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書(様式第7号)により補助事業者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付の決定の取消し又は変更により特別に必要となった次に掲げる経費に限り、補助金を交付することができる。

- (1) 補助事業に係る機械器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費
- (2) 補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費

4 第3条から前条までの規定は、前項の規定による補助金の交付について準用する。

(補助事業等の適正な遂行)

第9条 補助事業者は、補助金の他の用途への使用をしてはならない。

(立入検査等)

第10条 市長は、補助金の適正な執行を期するため、必要があると認めたときは、補助事業者に対して報告を求め、又は補助事業者の承諾を得た上で職員に当該補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

(実績報告)

第 11 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、大阪沖縄戦没者慰靈塔「なにわの塔」参拝事業補助金実績報告書（様式第 8 号）に規則第 14 条各号に掲げる事項を記載し、市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助金の交付決定額とその精算額
- (2) 収支決算書
- (3) 補助事業の実績（補助事業の効果が検証できるもの）
- (4) 事業実施に係る経費の支出を確認できる領収書等の写し

(補助金の額の確定等)

第 12 条 市長は、前条第 1 項の規定による実績報告書の提出を受けたときは、報告書等の書類の審査、領収書等根拠資料の現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、大阪沖縄戦没者慰靈塔「なにわの塔」参拝事業補助金額確定通知書（様式第 9 号）により補助事業者に通知するものとする。

(決定の取消し)

第 13 条 規則第 17 条第 3 項の規定による通知においては、市長は大阪沖縄戦没者慰靈塔「なにわの塔」参拝事業補助金交付決定取消通知書（様式第 10 号）により通知するものとする。

(関係書類の整備)

第 14 条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、第 12 条の通知を受けた日から 5 年間保存しなければならない。

附則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行し、平成 18 年度以降の予算により支出する補助金について適用する。

附則（平成 19 年 4 月 1 日改正）

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行し、平成 19 年度以降の予算により支出する補助金について適用する。

附則（平成 20 年 4 月 1 日改正）

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行し、平成 20 年度以降の予算により支出する補助金について適用する。

附則（平成 21 年 4 月 1 日改正）

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行し、平成 21 年度以降の予算により支出する補助金について適用する。

附則（平成 22 年 4 月 1 日改正）

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行し、平成 22 年度以降の予算により支出する補助金について適用する。

附則（平成 26 年 3 月 26 日改正）

平成 26 年 3 月 26 日から施行し、第 1 条は平成 25 年度以降の予算により支出する補助金について、第 2 条は平成 26 年度以降の予算により支出する補助金について適用する。

附則（令和 3 年 3 月 31 日改正）

この要綱は、令和 3 年 3 月 31 日から施行し、令和 3 年度以降の予算により支出する補助金について適用する。

附則（令和 4 年 4 月 1 日改正）

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行し、令和 4 年度以降の予算により支出する補助金について適用する。

〔様式第1号〕

年 月 日

大 阪 市 長

所 在 地
名 称
代表者の氏名

大阪沖縄戦没者慰靈塔「なにわの塔」参拝事業補助金交付申請書

標題の補助金について交付を受けたいので、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号）第4条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請額及びその算出の基礎

- (1) 申請額 金 _____ 円
(2) 算出基礎

2 補助金交付対象事業の名称、目的及び内容

- (1) 名称
(2) 目的
(3) 内容

3 補助事業の開始日及び完了予定日

年 月 日～ 年 月 日

4 添付書類

- (1) 事業計画書
(2) 収支予算書

〔様式第2号〕

大阪市指令福祉第 号
年 月 日

様

大阪市長 ○○ ○○

大阪沖縄戦没者慰靈塔「なにわの塔」参拝事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました大阪沖縄戦没者慰靈塔「なにわの塔」参拝事業補助金については、次のとおり交付することを決定しましたので通知します。

記

1 補助金交付額 金 _____ 円

2 補助金交付の条件

- (1) 補助金交付対象事業（以下「補助事業」という。）の内容、経費の配分又は執行計画の変更（事業費の 10%以内の軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けるべきこと。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けるべきこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となつた場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。
- (4) 市長が、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、報告を求め、又は本市職員に事業所、事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させる必要があると認めたときは、これに協力すべきこと。
- (5) その他、大阪市補助金等交付規則（以下「市交付規則」という。）及び大阪沖縄戦没者慰靈塔「なにわの塔」参拝事業補助金交付要綱の規定を遵守すべきこと。

3 その他

- (1) 市交付規則第 11 条の規定により、補助事業に係る経費の收支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、補助金の額の確定通知書を受けた日から 5 年間保存すること。
- (2) 本通知の決定内容（交付の条件を含む。）に不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して 10 日以内に申請の取下げをすることができる。

〔様式第3号〕

大福祉第 号
年 月 日

様

大阪市長 ○○ ○○

大阪沖縄戦没者慰靈塔「なにわの塔」参拝事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました大阪沖縄戦没者慰靈塔「なにわの塔」参拝事業補助金については、次の理由により交付しないことに決定しましたので、大阪沖縄戦没者慰靈塔「なにわの塔」参拝事業補助金交付要綱第4条2項の規定により通知します。

記

(交付しない理由)

〔様式第4号〕

年 月 日

大 阪 市 長

所 在 地
名 称
代表者の氏名

大阪沖縄戦没者慰靈塔「なにわの塔」参拝事業補助金交付申請取下書

年 月 日付け大阪市指令福祉第 号にて通知のありました大阪沖縄戦没者慰靈塔「なにわの塔」参拝事業補助金の交付決定については、大阪沖縄戦没者慰靈塔「なにわの塔」参拝事業補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請を取り下げます。

記

1 補助金交付決定通知書を受け取った日 年 月 日

2 取下げの理由

〔様式第5号〕

年　　月　　日

大　阪　市　長

所　在　地
名　　称
代表者の氏名

大阪沖縄戦没者慰靈塔「なにわの塔」参拝事業補助金補助事業変更承認申請書

年　　月　　日付け大阪市指令福祉第　　号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、大阪沖縄戦没者慰靈塔「なにわの塔」参拝事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

〔様式第6号〕

年　　月　　日

大　阪　市　長

所　在　地
名　　称
代表者の氏名

大阪沖縄戦没者慰靈塔「なにわの塔」参拝事業補助金補助事業中止・廃止承認申請書

年　　月　　日付け大阪市指令福祉第　　号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、大阪沖縄戦没者慰靈塔「なにわの塔」参拝事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり中止・廃止の承認を申請します。

(中止・廃止の理由 (中止の場合は、その期間))

〔様式第7号〕

大阪指令福祉第　　号
年　　月　　日

様

大阪市長　〇〇　〇〇

大阪沖縄戦没者慰靈塔「なにわの塔」参拝事業補助金
事情変更による交付決定取消・変更通知書

年　　月　　日付け大阪市指令福祉第　　号にて交付決定しました大阪
沖縄戦没者慰靈塔「なにわの塔」参拝事業補助金については、次のとおり取消し・変
更することを決定しましたので通知します。

記

1 取消し・変更の内容

2 取消し・変更の理由

〔様式第8号〕

年 月 日

大 阪 市 長

所 在 地
名 称
代表者の氏名

大阪沖縄戦没者慰靈塔「なにわの塔」参拝事業補助金実績報告書

年 月 日付け大阪市指令福祉第 号にて補助金の交付決定を受けました補助事業について、大阪沖縄戦没者慰靈塔「なにわの塔」参拝事業補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり実績を報告します。

1 補助事業等の名称

2 補助金の予定金額 金_____円

3 その他必要事項

- (1)補助金の交付決定額とその精算額
- (2)補助事業の実績

4 添付書類

- (1)収支決算書
- (2)経費の支出を確認できる領収書の写し等

〔様式第9号〕

大福祉第 号
平成 年 月 日

樣

大阪市長 〇〇 〇〇

大阪沖縄戦没者慰靈塔「なにわの塔」参拝事業補助金額確定通知書

年 月 日付け大阪市指令福祉第 号にて交付決定しました大阪
沖縄戦没者慰靈塔「なにわの塔」参拝事業補助金については、次のとおり補助金額を
確定しましたので、大阪沖縄戦没者慰靈塔「なにわの塔」参拝事業補助金交付要綱第
12条の規定により通知します。

1 確定金額 金 円

〔様式第10号〕

大阪市指令福祉第　　号
年　　月　　日

様

大阪市長　〇〇　〇〇

大阪沖縄戦没者慰靈塔「なにわの塔」参拝事業補助金交付決定取消通知書

年　　月　　日付け大阪市指令福祉第　　号にて交付決定しました大阪
沖縄戦没者慰靈塔「なにわの塔」参拝事業補助金については、次のとおり交付決定を
取り消したので、大阪沖縄戦没者慰靈塔「なにわの塔」参拝事業補助金交付要綱第13
条の規定により通知します。

記

1 取消しの内容

2 取消しの理由